

第 105 回女性に対する暴力に関する専門調査会への質問と意見

令和 2 年 3 月 30 日

女性に対する暴力に関する専門調査会

阿部 裕子

1. 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査 報告書 より

① 9 ページの被害者の年齢について、19 才以下の被害者が 40.6%を占めていることから、学校教育での再発防止に向けた教育の必要性を改めて痛感した。特に、児童・生徒自身が自分の体（性器や肛門、胸や口を触る、覗く等）についてプライベートゾーンとして大切なところと具体的な言葉で学び、被害に対して拒否する、逃げる、大声を出すなどの他に信頼できる大人に相談できることも必要。（意見）

② 質問として、資料 4（文科省）では特に小学校での「性に関する指導」の学習指導要綱や「わたしの健康」という教材も見せていただきたい。

2. 同上報告書の 19 ページの相談員の待遇には驚いた。「無給・交通費程度」では志があっても継続しがたいし、多くは女性であり、相談員や支員になり手がいないこともうなずける。政府としても待遇改善に向けた支援に取り組んでいただきたい。（意見）

3. 別紙 6 と別紙 9 について

意見として、犯罪被害者の心理や行動に関する研究等ではこのような反応や行動を起こしている被害者を見たり、聞いたりしてきた。別紙 9 の内容に連動するものと思われることから、法改正に反映できるよう専門調査会でも後押しをしていただきたい。

4. 別紙 9 の「その他の事項」の最後に夫婦間の性暴力の事案について、被害者が望まない妊娠をした場合でも配偶者の同意がなく人工妊娠中絶ができるようにすべき、ということは、意見として是非実現してもらいたい。シェルターに避難した段階でもう幼子を 1 人ないし 2 人と同伴している DV 被害者にとっては妊娠・出産を相当の重荷になっている。

5. 今年になって名古屋高裁で実娘への性暴力に対して逆転有罪判決が、福岡高裁でも逆転して1審の無罪を破棄し、酔いつぶれた女性への準強姦罪の有罪判決が出た。司法の領域でこうした被害者の声が反映されるように裁判官向けに最高裁は学習の機会を設けていただきたい。

第 105 回女性に対する暴力に関する専門調査会 意見

令和 2 年 3 月 30 日

女性に対する暴力に関する専門調査会

井田 良

- ◎ 内閣府資料「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」については、きわめて有益な調査であり、問題点や提言として指摘されている点はいずれも納得できた。ただ、その調査の 23 頁には、「警察署で事件化ができないと言われて途方にくれてセンターに電話をしてくる被害者もいる」という意見があったとされ、この種の意見はよく聞かれるものである。他方、警察庁捜査第一課資料には、「被害届の適切な受理」という項目があり、「被害者の立場に立ち、被害の届出がなされた場合には、明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除いて即時受理」とある。この間にある（ように見える）ギャップはどこから生じるのか。それが刑法・刑事訴訟法等の規定の不備に帰せられるのか、それとも、それ以外の要因に基づくものか、そのようなすれ違いが生じないようにするためには何が必要かの立ち入った検討が必要であると思われる。
- ◎ 性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループの調査は、包括的な内容を持ち、画期的なものであると感じた。個人情報への配慮等は当然であるが、その上で、なるべく完全な形で公表されることを希望したい。
- ◎ 起訴率や有罪率の年次比較については、殺人罪や強盗罪、放火罪等、他の重大犯罪との比較も有用ではないかと感じられた。
- ◎ 強姦罪（強制性交等罪）の事例分析についての結果はほぼ想定内であるが、利益原則（疑わしきは被告人の利益に）が大原則とされる刑事の事実認定において、女性の被害者心理の無理解等の「ジェンダーバイアス」がどの程度働いているかはただちに明らかでなく、なお立ち入った検討を要すると感じられた。
- ◎ 性犯罪者処遇プログラムが矯正と保護の場面で一定の成果を挙げ得ることが調査により推認されるに至ったことは興味深いことである。プログラムについてのさらなる調査研究は必要であろうが、それとは別に、諸外国においてどのような方策がとられているかを比較法的見地から包括的に調査研究する必要があると考える。

第105回女性に対する暴力に関する専門調査会 意見

性暴力被害者支援センター・ふくおか 浦 尚子

1. 加害者対策

性暴力では、これまで被害者について言及されることが多かった。しかし、性暴力は、どんな状況下にあっても、加害者に責任の所在が帰されるべき、加害者の問題である。加害者への対策こそが、性暴力をなくすために重要な施策である。

性犯罪は痴漢、盗撮、小児わいせつを中心に一定数の再犯が認められる。矯正施設内及び社会内において、以下のような再犯防止の取り組みが必要。

- ・矯正施設及び保護観察所において海外の最新知見等に基づいた実効性のある処遇プログラムを必要な対象者すべてに実施する体制を整えるべき
- ・性暴力加害者の自治体等への住所等届け出制度と加害者対応窓口を整備すべき
性暴力加害者（特に子どもに対する性犯罪の出所者）が自治体に住所等の届けを行うことを義務づけるとともに、加害者対応窓口を整備することで、社会内での見守りを徹底し、再犯防止につなげる
- ・小児わいせつの再犯率が高いことをふまえ、児童に対する性加害者については、児童に関する仕事に就くことができないようにすべき

2. ワンストップ支援センター

各県にワンストップセンターが設置されたものの、県によって相談対応の件数や支援内容にばらつきがあり、どのセンターも試行錯誤で対応しているのが現状である。

ワンストップセンターが被害者にとって必要な支援を提供する役割を果たすためには、被害の実態や被害者の要望を正確に把握し、被害者のニーズを起点とした支援体制を構築することが必要。

- ・今年度実施したワンストップ支援センターを対象とした調査を継続実施し、調査結果をもとに中長期的な視点でワンストップセンターが担うべき機能について議論していくべき
- ・女性はもとより、男性及びセクシュアルマイノリティ、障がい児者など潜在化しがちな被害の実態を把握し、支援体制を整備すべき

3. 教育・啓発

教育現場では、大人から子どもへの加害が見過ごされエスカレートしたり、子ども間の性暴力が頻発するなど、性に関する教育が欠けていることによる被害拡大が

進んでいる。

性暴力は性差別や暴力容認などの人権意識の欠如が背景にある。性暴力をなくすためには、以下のような人権の視点を取り入れた性に関する教育・啓発を実施することが喫緊の課題。

- ・遅くとも小学校低学年から以下のような年齢に応じた性に関する教育を実施すべき
 - 小学校低・中学年：プライベートゾーンとプライベートゾーンの約束（見ない・見せない・さわらない・さわらせない）、信頼できる大人に相談できる権利
 - 小学校高学年：「境界線」、コミュニケーションスキルとして「イヤ」と言えるようになる、信頼できる大人に相談する権利
 - 中学校：性暴力の背景（性差別、対等な関係、性的同意）、性暴力の事例（デートDV、SNSを通じた被害、デートレイプドラッグによる被害）、信頼できる大人（先生、保護者、相談機関等）や友達に相談することの大切さや相談先（学校内の相談体制や外部の相談機関）
 - 高等学校：性暴力の実態と被害の影響、二次被害、相談先・社会資源（相談機関、病院、警察等）とその役割
 - 特別支援学校：児童生徒の障がいの状態、発達の段階に応じて個別に内容を検討
- ・自発的な同意のない性的言動は性暴力であり、重大な人権侵害であるという社会規範を醸成する啓発を行うべき
- ・入学・進学・就職の時期に合わせて、性暴力防止月間などを設けて広報を行い、被害時の対応や相談窓口の周知徹底をはかるべき

※参考 福岡県性暴力対策検討会議報告書（令和2年3月）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/siebouryoku-houkokusho.html>

性犯罪・性暴力の根絶のために必要な取組について

令和2年3月30日
女性に対する暴力に関する専門調査会
可児康則

性犯罪・性暴力の根絶のために必要な取組は多岐にわたりますが、刑法改正に絞り、特に暴行・脅迫要件の問題を中心に、意見を述べます。

1. 暴行・脅迫要件を撤廃し、不同意性交等を処罰の対象にすべきこと

(1) 刑法は、強制わいせつ罪、強制性交等罪の成立要件として暴行・脅迫の存在を要求しています(176条、177条)。そして、この暴行・脅迫は、相手方の反抗を著しく困難にする程度であることが必要であるとされています(最判昭24年5月10日・刑集3巻6号711頁参照)。また、心神喪失もしくは抗拒不能に乗じてわいせつ行為、性交等を行った場合、準強制わいせつ罪、準強制性交等が成立しますが(178条)、強制性交等罪に要求される暴行・脅迫との比較から、抗拒不能と断言するためには、相手方において物理的又は心理的に抵抗することが著しく困難な状態にあることが必要とされています。

その結果、暴行又は脅迫がなかったり、その程度が「軽度」であった場合、あるいは、抵抗することが著しく困難であると認められなかった場合、性交等に被害者が同意していなかったとしても強制性交等罪などは成立せず、無罪となり、加害者は処罰されません。

(2) 強制性交等罪等の性犯罪規定の保護法益が性的自由、性的自己決定権であることに、もはや争いはありません。とするならば、被害者の性的自由、性的自己決定権を侵害する性交等の行為は可罰的ではなくですが、暴行・脅迫要件の存在により、処罰範囲が不同意性交等の一部に限定されてしまっています。換言すれば、不同意性交等の一部が合法化されてしまっています。明らかに性的自由を奪っている不同意性交等の一部の合法化は、性的自由、性的自己決定権を保護法益とするのと相矛盾しています。

性犯罪規定の保護法益を性的自由、性的自己決定権と言いつつ、合法的な不同意性交等を認めるのは欺瞞です。2019年3月の名古屋地裁岡崎支部の無罪判決は、実父からの準強制性交等につき、被害者の同意の不存在を認めつつも心理的抗拒不能状態を認めず、実父を無罪とするものでした(2020年3月12日、名古屋高裁にて逆転有罪判決)。被害者の性的自由、性的自己決定権の侵害は明々白々であったにもかかわらず、裁判所は実父の行為を無罪と判断したのです。現行の性犯罪規定の欺瞞性を白日のもとに曝したと言えるでしょう。なお、法務省説明資料の別紙6にも「被害者が同意していなかったことを認定しつつ、抗拒を著しく困難にする程度の暴行を加えたといえない」として無罪とされた事例が紹介されています。

(3) 繰り返しになりますが、性犯罪規定の保護法益は、性的自由、性的自己決定です。そのことに正面から向き合い、性犯罪規定を、真に市民の性的自由、性的自己決定権を保護するための規定とするには、暴行・脅迫要件を撤廃は不可欠であると考えます。暴行・脅迫要件を撤廃し、被害者の真摯な同意なき不同意性交等そのものを可罰化すべきです。合法とされる不同意性交等を排除する必要があります。

欺罔行為により被害者を誤信させ、錯誤に基づく同意のもとに行われた性交等も、真摯な同意が存在せず、被害者の性的自由、性的自己決定が侵害されている以上、当然、可罰的であるべきです。欺罔による場合を力による場合と区別し、処罰の対

象外とすることは、性的自由、性的自己決定を保護法益とすることと矛盾しますし、騙して同意させて性交等に及ぶことは合法であって許されるとのメッセージを社会に発することにもなります。

- (4) 同意なき性交等を処罰する国は増えています。法務省提供の資料でも、イギリス、ドイツ、スウェーデン、ニューヨーク州（アメリカ）では同意なき性交等が処罰されていますし、カナダも同様であると聞きます。2018年に法改正を行ったスウェーデンは更に進み「被害者が自発的に参加していないことについて著しく不注意であった場合」を過失レイプ罪として処罰しています。

不同意性交等の処罰化が世界の趨勢です。この状況を踏まえれば、わが国の性犯罪規定の改正も、当然、不同意性交等を処罰する方向で行われるべきです。周回遅れの中途半端な法改正では足りません。

- (5) 性犯罪規定の改正に際し、暴行・脅迫要件は撤廃は必須です。

2. 脆弱性や地位関係性等を利用した性犯罪の処罰を拡大すべきこと

地位関係性等を利用した性犯罪を処罰する規定として、平成29年の法改正で監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪が新設されました。これらの規定の新設は一定の進歩ではあったものの、脆弱性や地位関係性等を利用した性犯罪は監護する者による18歳未満の者に対する場合に限定されません。知的障がいや精神障がいがあり、性的自己決定権を十分に行使できない18歳以上の者に対するこれを保護する立場にある者からの性犯罪の例も報告されています。

法務省の説明資料でも、諸外国では、監護者による場合に限定せず、地位関係性等を利用した性犯罪をより広く処罰しています。

日本でも、脆弱性や地位関係性等を利用した性犯罪を広く処罰すべく、規定を新設すべきです。

3. 性交同意年齢を引き上げるべきであること

現行刑法は、いわゆる性交同意年齢を13歳未満としています。当該年齢でなければならない合理的理由は見いだせません。

日本の性交同意年齢は、国連の子どもの権利委員会や自由権規約委員会などから値年齢の引き上げを勧告されるなど、低すぎる性交同意年齢が国際的に非難されています。日本は、子どもの権利条約の締結国として、あらゆる形態の性的搾取、性的虐待から子どもを保護する責務を負っています。

身分関係事項（養子縁組、氏の変更、親権者指定における意見聴取など。）につき、子どもが自ら行える年齢は15歳以上です。これとの比較でも、自己の身体へのリスクを伴う性交等の同意年齢が13歳未満であることは低年齢に過ぎます。

性交同意年齢は引き上げられるべきです。

以上

2020年3月30日

第105回女性に対する暴力に関する専門調査会に提出する意見 性犯罪、性暴力被害への対策

小西 聖子

私は、ワンストップセンターとの連携を持った臨床を行っています。6年間で100人以上の被害を受けた方の精神医学的治療や医療相談、精神鑑定を行ってきました。性暴力の被害者の状況を考えると、以下のような点が対策を検討するにあたって重要であると考えます。

1) 性暴力の被害は深刻である。

性暴力は、人の人生を変えてしまいます。被害者は深刻な影響を受け、仕事をやめたり、学校に行けなくなったりする人が少なくありません。また家族から孤立してしまう人も見られます。

レイプの被害体験をした人のうち、半数程度がPTSDになると言われていますが、臨床場面では8割を超える患者さんにPTSD等の診断が付きまします。PTSDは強い恐怖や恥辱の感情を伴い、日常生活に深刻な影響を及ぼします。ほとんどの人が初診の時には被害について安心して考えることができません。また、性的虐待の被害者の場合は10年20年がたってからようやく人に相談する人も少なくありません。

2) 被害について社会が知らないことを変えねばならない。

そういう深刻な被害のことを社会が知らないのは、被害を受けた人が声を上げることが難しいからです。一つの原因は、社会全体の性暴力被害に関する理解のなさや、偏見によるものであり、もう一つの原因は、被害者本人が恐怖や恥辱のために話すことができないことです。

現状では、人に話しても二次被害を受けるばかり→誰にも話さない→社会が被害の深刻さを知らない→無知、誤解、偏見がそのまま温存される→被害者は誰にも話さないという悪循環があります。この循環を断つ必要がある。

調査研究では20年以上前から知られていることですが、性暴力被害の約4分の3が知人からのものです。親、親族、学校の先生、スポーツや習い事の指導者、職場の関係者、子どもにかかわる様々な人が被害を与えます。特に子どもにはこれらの被害は深刻な混乱を与えます。自分の生活を支えている人や友好的だと思っている人に被害を与えられるからです。たとえば性的虐待を受けている子どもは、被害の最中には被害を受けていると思えず、他の人にも言えないことが普通です。そんな基本的なことさえ、社会の常識ではないのです。社会の側がまず被害の状況を知らなければいけないし、話を聞ける状況を作ることが必要です。また正しく、これらの被害を評価し対応できることが必要です。

二次被害を与えず、性的な被害の深刻に対しては、むしろ話せるように支援することが必要です。

3) 変えるべき領域

上記で述べた変えるべき領域を具体的に上げます。

○司法領域

「社会が知らず、偏見を持った対応をしている」ことに関して、様々な具体的な領域が上げられます。まず社会における被害の認識の基本となる法律が、性暴力被害の実状を十分に踏まえているとは言えません。2017年の刑法改正は社会にインパクトを与え、性暴力被害者に社会の関心が向く契機となりました。しかし、それは十分とは言えないこともまた2年半で明らかになってきました。被害者の心理や行動を知り、被害の実状に見合った法律の改正が必要です。

筆者の外来は、かなり深刻な被害を受けた人が多いと考えられますが、それでも警察への通報率は25%程度、そのうち刑事裁判に至り、加害者に有罪判決が下りる人は10%にも満たない状況です。

性犯罪の累犯者の中には何十件もの加害行為をしているが、捕まるとは思っていなかったという人を時々見かけます。多くの人が被害届を出さないからです。司法が被害者にとって味方にならないことが、累犯を可能にしているのです。警察に通報する人の数は多少増えていても、全体から言えば、ごく少数であり、このことは内閣府等の統計が示していることです。訴えてもいいことがなく二次被害を受ける可能性があるを知っていれば、通報しないのも当たり前です。

警察官、検察官、裁判官もいずれも対応に幅が大きく、性暴力被害の実状に関して知識を持たない司法関係者は二次被害の温床となりうると言えます。徹底した研修が必要です。

また加害行為が少しでも減るような、実質的な加害者の再犯防止教育も必要です。

○子ども

性被害が少しずつ見えてきたことによって明らかになっているのが子どもの被害の深刻さです。2)でも述べたように、子どもの被害が多く、子どもはそのことを言えないのが普通です。子どもの被害が一生に影響を与えることは、米国ACE研究などで実証されており、すでにその結果はゆるぎないものです。日本でも同様の研究が求められますし、子どもに対し積極的な対策を打つ必要があります。また思春期の子どもの被害を掬い上げることも、これまで少年非行という視線でのみ扱われてきた行動の問題を根本から解消していくためにも必要です。

学校の先生や児童相談所の対応も、必ずしも、被害のトラウマについて考慮されているとは言えません。「子どもが大丈夫といったから大丈夫だと思った」というようなあまりにも知識を書いた対応が、子どもの被害を放置することにつながります。子どものそばにいる専門家は、少なくともトラウマに配慮した対応ができるようになるべきです。また、司法面接の制度はあっても、現在のところ必要なケース全体に適切に用いられているとは言えません。私は何度も話を聞かれている子どものケースを経験することが少なくありません。

○男性の被害、障害者の被害

男性の被害者もいて、その人たちの状況が深刻であることも、当事者団体や研究では知られていましたが、ようやく日本でも現れつつあると言えます。性的虐待、思春期の被害、成人期の被害いずれにも男性の被害者がおり、その影響が深刻であることは女性と変わりがありません。むしろ、社会の無知や偏見は女性被害者の場合より一段と強く、より孤立した状況に置かれています。男性の被害を念頭においた体制づくりが必要です。

障害があることが、被害を受けるリスクとなっており、知的障害、発達障害、そのほかの精神障害があつて、被害を受け、その後に大きな影響がある人は、臨床等でも見ます。また筆者が行った面接調査では、多くの性犯罪性暴力被害者支援ワンストップセンターでも障害者の被害を見ると回答されていました。性暴力が、何らかの力の差を背景とした暴力である以上、弱い立場の人には被害のリスクが増えるのは当然のことです。声を上げられず、被害について認識することもできず、どう対処すればいいのかもわからない状況に置かれています。

○PTSD 治療

性暴力被害の精神医学心理学における核は PTSD 治療である、と言えます。被害を受けた人たちは適切な専門医療につながらなければ、一生が変わったままです。逆に言えば、回復できる適切な治療は存在し、被害者のこれからの人生を変えることができます。しかし、現在の日本の平均的状況では、適切な医療につながることは例外的です。国際ガイドラインで推奨される治療を平均的な精神科医療の中で行うのは無理があります。全国的なレベルでは、PTSD の専門医などは求めるべくもなく、「よく話を聞いてくれる先生」が求められているにすぎません。全国どこでも専門的な医療、心理治療にアクセスできる制度が必要です。

○枠組みの拡大

「女性に対する暴力に関する専門調査会」は、現在主に DV 被害、性暴力被害さらにセクシャルハラスメント等を扱っていますが、これらを男女共同参画会議の一分科会という一つの枠組みで扱うのが難しくなっています。例えば今、性暴力に関する議論はぜひ必要ですが、一方で DV のシェルターや支援制度、加害者プログラムの問題も喫緊の課題です。この分科会ができた当時に比べて、扱うべき課題が大きく複雑になり、以前のままでは限界があると感じます。内閣府の担当部局も含めて拡充が必要だと考えます。

第105回女性に対する暴力に関する専門調査会 意見

令和2年3月30日

女性に対する暴力に関する専門調査会

木幡 美子

資料を読ませていただき、2, 3感想等を述べさせていただきます。

・教育

女性に対する暴力の根絶を考えるにあたって、子どもの頃からの教育は大変重要であると考えます。特に男子に対する性教育をしっかりと行っていただきたい。正しい知識がない中、ネット上に無数にはびこる男性を対象とした過激な動画は、女性に対する誤ったイメージを抱かせているものと思われる。人権という観点からもこのようなコンテンツの規制や、「正しい性教育」を適切なタイミング、また効果的な方法で実施していただきたい。

・再犯防止策

加害者への再犯防止プログラムなどによる効果は、一定の割合であるとのことですが、そもそも再犯率の高さに驚いた。更に高い効果が見込める内容をご検討いただくとともに、できるだけ多くの加害者（あるいは自分で自覚症状があり犯罪予備軍となりうる人にも）プログラムを受講していただくよう推進していただきたい。

・社会の意識改革

報道によると男女共同参画会議の元議員のセクシャルハラスメントが明るみにでた。もし事実であれば、まだまだ社会でハラスメントを正しく理解していない人が多いと推測される。特に優越的地位の人からの性的行為の強要に対して被害者がなかなか声をあげられず、泣き寝入りする現状を今すぐ変えることが急務である。SOSを出しやすい簡単かつアクセスしやすい方法を模索し、できることから先にどんどん進めていくべきであると考えます。

以上

令和2年3月30日

第105回女性に対する暴力に関する専門調査会
(各省からの報告を踏まえた性暴力対策に対する意見)

委員 種部恭子(女性クリニック We! TOYAMA 代表・ワンストップとやま委嘱医)

刑事法のあり方について

- ・ 性暴力被害者支援を行う現場での経験、および「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」の報告より、性交およびわいせつ行為の証明および暴行脅迫の証明の困難さが起訴率の低さに表れていると考える。相談に至る被害者はごく一部であることから、相談に至った被害者は抵抗感を越えるほど重篤な被害を受けた群であると捉えることができ、この群における起訴率の低さは、法の構成要件の問題点を反映しているともいえる。殺されるかと思ひ抵抗できなかった被害者が多いこと、抵抗のできない関係性を利用した性暴力が多いことなどより、暴行脅迫要件の見直しおよび地位や関係性を利用した性犯罪の規定の創設を検討すべき。
- ・ 子どもへの性暴力は開示されにくく、性交等が行われた事実の証言および証明が困難です。日本の中学校における性に関する指導では「受精・妊娠」のみを扱い、性交と妊娠の経過については扱っていない。性交の結果としてもたらされる出産や緊急避妊・人工妊娠中絶を学ぶのは高校生以上であり、中学校教育で性交と妊娠の経過を扱わないのは発達段階に合っていないという理由からである。性交に同意する能力はその行為および結果としてもたらされる妊娠とその予後について理解した上で自己決定ができる能力を指すものであり、性交および妊娠の経過を知ることが発達段階において不適切とされている中学生が、性交に同意できる能力を持つとは言えない。13歳以上は性交同意能力があるとする法制度は日本の子どもの発達段階を踏まえた教育と著しく乖離しており、性交同意年齢の引き上げを検討すべき。
- ・ 監護者性交等罪が創設されたが、生活を失うことの恐れから被害を開示できない被害者が、自立した後に加害者の処罰を求める選択肢を残すことは、被害者の回復のためにも重要である。年少者の場合は公訴時効の見直しを検討すべきと考える。
- ・ 性犯罪の刑事裁判において、暴行脅迫を証明し得る外傷が認められた場合、裁判員裁判となる。地理的または関係性から被害者と近い裁判員が選ばれた場合、被害状況から個人が同定される可能性がある。また、性犯罪の公判を性的な関心で傍聴しネット上でわいせつな書き込みとして情報を流す者もいることから、被害者の二次被害につながる可能性がある。性犯罪の公判を非公開にしたり、罪状認否

において被害の詳細を陳述しないなど、裁判のあり方を検討すべきと考える。

- ・ 刑事事件に至らないケースの当事者や現場で実際に被害者を支援している者でなければ、現行の刑事法および裁判へのプロセスの問題点に気付かない場合があると思われる。法改正の検討においては、有識者会議には被害の当事者や支援団体を入れるべきと考える。

子どもへの性暴力への対応

- ・ 監護者性交等罪の創設により、子どもへの性暴力には刑事事件を見据えた対応が求められるようになった。児童を被害者とする事案については全例質の高い協同面接を速やかに実施することが、二次被害を防ぎ、証拠を保全し、被害者の人権を守るための唯一の方法と考える。このことは法務省・警察庁・厚労省で共有されているはずですが、地方での運用はまだほど遠い状況である。協同面接の実施を、実効性のある方法で推進すべき。
- ・ 子どもが被害を開示した場合、子どもと保護者(とくに性虐待の場合の非加害親)に同時にケアが必要であり、ワンストップ支援センターの活用が図られるようにすべきと考える。また被害届を出す場合にも、ワンストップ支援センターで十分な情報を得た上で、警察への同行支援や、事情聴取の際の同席による寄り添いが可能になるよう、検討すべきと考える。

教育による予防、教育現場での対応について

- ・ 性虐待の加害者は、年少児に対して「かわいがっている」「どこのうちでもやっていること」「ヒミツだから誰にも言うな」などと口止めを図ることがある。また、自身の体のパーツについて理解が浅いことから、協同面接の際に何をされたのか言葉で開示できないこともある。幼児期～小学校低学年で「プライベートゾーン」や、「プライベートゾーンへのイヤな接触は暴力」であり信頼できる大人に相談すること、自分の体のパーツについて教える教育を、被害の防止や早期の開示のために推進すべきと考える。
- ・ 被虐待経験等により、家庭に居場所のない子どもがSNSでつながった相手から性暴力や性的搾取を受ける事例が後を絶たない。このようなケースには家庭教育が期待できないことより、学校教育や地域の居場所(教育や情報提供の場でもある)で敷居の低い相談窓口をつくり、ワンストップや福祉への同行支援の窓口としても機能するような取り組みが必要だと考える。
- ・ 中学～高校の性に関する指導において、いくら性感染症予防等の教育を行っても、予防行動をとれない状況での性行為、すなわちデートDVを含む性暴力においては効果が期待できない。性的同意や支配関係について学ぶ教育を含む、包括的性教育を行うべきだと考える。

- ・ 子どもが性暴力を受けた場合、近い距離にいる教師が被害の開示や相談を受けたり、学校としての対応が必要となる場合がある。例えば、親から性虐待を受けていることを開示された場合、教員や指導者等から性暴力を受けた場合、加害者も同じ学校の生徒であった場合には、それぞれ医療や司法対応をとりつつ被害者の人権と学校生活を守る対応が学校に求められる。学校での対応については全く指針がありませんので、国として、方向性を示しておく必要があると考える。
- ・ 子どもからの開示・相談の初動は、その後の処遇や司法対応にも大きな影響を与える。校長等管理職や養護教諭等には性暴力被害とその対応に関する理解を促す研修、現場の教員には、子どもからの開示を受けた場合の初動に関する研修を行う必要がある。ワンストップ支援センターは、地域の教員をはじめ子どもとかわる大人に対する初動対応の研修や二次被害を産まないための啓発も担うべきと考える。

捜査の在り方について

- ・ 警察に相談した段階で「時間が経っているので無理」「加害者を罰するのは難しい」などと言われ、被害届を提出しないで帰ってくる被害者を見かける。検挙率を上げることが望ましいのではなく、警察においては、刑法の構成要件如何にかかわらず、まずは確実・迅速に被害届を受理し、二次被害を与えない事情聴取と捜査・証拠保全を開始することで、被害者に回復の道を提供し、また暗数化を防げる可能性があると思われる。
- ・ 性犯罪の再犯率は高い背景には、複数繰り返した性暴力のうち捜査や処罰が一部にしか行われなかったことで「被害者が警察に行かなければ大丈夫」という学習をしてきた可能性があると思われる。性暴力の相談や被害届に対して加害者対応が確実に行われることが、再犯防止にも重要であると考えられる。
- ・ 警察への相談後、事情聴取には長時間かかる傾向にある。記憶が新しいうちに聴取を行うことは原則ではあるが、仕事や家庭の事情等で長時間の聴取が不可能なこともある。まずは簡単な事情聴取と証拠保全のみを行い、日程調整の上、後日質の高い事情聴取を1度だけ行うなど、被害届を出すことの負担を極力軽減する取り組みが必要と考える。

支援について(とくにワンストップ支援センターについて)

- ・ 相談の敷居を下げるためにも全都道府県 24 時間 365 日対応のワンストップ支援センターとすることを目指す必要があるが、どの自治体も少ない予算・少ない支援者で電話対応を担っており、今後すべての自治体で 24 時間対応ができるほど相談員を確保していくことは現実的ではある。都道府県によって対応の入り口に制限があるのは望ましくなく、電話相談受付の窓口は全国共通のコールセンターのような形

で一本化したほうが、電話相談の質も上がり、支援員は同行支援や医療・警察対応にエネルギーを費やすことができると思われる。

- ・ 内閣府の交付金は徐々に増額されているとはいえ、自治体で専門の常勤支援員を雇用できる額ではない。若い支援員を常勤で雇用するほど財政的な余裕がないことから、支援員が育たない。被害者は若い人が多く、若い支援員を育成することはワンストップの質の向上のためにも喫緊の課題であり、内閣府交付金の増額が必要と考える。
- ・ 被害後急性期にすぐ電話できるように、またワンストップ支援センターの全国的な周知を図るためにも、虐待対応の「189」や緊急ダイヤル「119」「110」のような短縮共通ダイヤルにすべきだと考える。
- ・ 若者には電話をかけた経験のない人も多く、また、貧困などにより携帯電話（SIMカード）を持っていない（iPod など WiFi での通信は可能）人もおり、SNS 相談は必要だと考えている。全国共通のコールセンターでトリアージを行う体制ができれば、支援員にも余裕ができ、SNS 相談などにも対応できる可能性がある。
- ・ ワンストップ支援センターに協力する産婦人科医が不足している。また、対応する医師の資質により証拠の信頼性が異なるようでは、勇気をもって相談してくれた被害者に申し訳なく、責任を持って被害者支援を担う地域の中核となる医療機関を確保し、学会等専門団体と協力し担い手となる産婦人科医の育成を行うべきと考える。
- ・ 急性期の被害者に対して、性感染症検査や緊急避妊、妊娠の診断等を行う場合、性感染症検査については保険診療の自己負担分のみを警察やワンストップ支援センターで償還したり（現物給付のこともある）、全額公費で負担するなど、運用が異なっている。県外での被害の場合の取り扱いや、被害届を出さない選択をした場合の公費負担の運用など、統一した指針を設け、被害者に負担を与えないようにする必要があると考える。
- ・ 被害届の提出を決意するまでに情報や気持ちの整理のために時間を要するケースが多いことから、先に証拠保全を行い落ち着いて自己決定ができるところが、ワンストップ支援センターのメリットである。先に採取した証拠の信頼性を確保するためには、警察での保管が望ましいが、匿名での保管、保管期限、信頼性確保のための運用ルールに統一の基準がない。また、ワンストップセンターで保管する場合には、証拠の連続性を担保するために証拠資料の移動や保管に厳格な運用が必要であるが、その基準も明確ではない。共通の指針、および証拠資料の扱いについて各地域で警察・検察・ワンストップ・医療機関で協議する場を設けたり、コーディネーターを設けたりすることの検討を望む。

再犯防止について

- 性暴力の本質を考えると、犯罪に至る加害者は成育歴において「支配」を覚えているものと考えられる。効果的な指導を行えば再犯を抑える効果はあるようですが、再犯はゼロにはならない。とくに、子どもへの性暴力の加害者は、よって GPS 装着による監視と再犯の抑止をはかることで、社会に受け入れられやすくなる効果が期待できるのではないか。

女性に対する暴力に関する専門調査会（第 105 回）

性犯罪・性暴力対策の強化についての意見

令和 2 年 3 月 30 日

女性に対する暴力に関する専門調査会

納米恵美子

1 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下、「支援センター」）の支援体制の充実

・相談員の待遇の改善

「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査報告書」によれば、支援センターの相談員のうち「無給・交通費程度の相談員」が 3 割を占めている。また、夜間の相談件数が全体の 3 分の 1 を占めることから、全支援センターにおける 24 時間 365 日対応の実現が望まれるが、支援員のなり手不足、専門性や経験年数の長い支援員が少ないことを課題とする回答が多く寄せられていた。

このような状況から、支援センターにおける被害者支援を充実させるためには、相談員の待遇改善が不可欠であると考え。今回の調査では、有給（最低賃金以上）か無給かしか把握されていないが、有給であるにしても、必要とされる専門性に見合う待遇であるか否かについて、さらに実態把握が必要である。

被害者への支援を充実させていくために、支援センターの相談員の待遇改善は急務であり、交付率の見直しも含めて、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」のさらなる拡充が必要であると考え。

2 配偶者からの性暴力について

内閣府「男女間における暴力に関する調査」では、無理やり性交等をされた被害経験があると答えた人に加害者との関係を聞いているが、「配偶者（事実婚や別居中を含む・元配偶者（事実婚を解消した者を含む）」、「交際相手・元交際相手」が 23.8%です。配偶者からの性暴力についても厳正に対処すべきと考え。避妊への非協力も多く見られる。本年度、内閣府が実施している虐待対応・DV 対応連携についての調査では、各地の配偶者暴力相談支援センターから、多子世帯の事例が多く寄せられている。背景には配偶者からの性暴力があると思われ、その結果が虐待にもつながっている。

法務省資料別紙 9 にも、夫婦間の性暴力の事案で、被害者が望まない妊娠をした場合でも、人工妊娠中絶について配偶者の同意が取れないことがあることの問題が指摘されている。

国連においては、女性に対する暴力は「性別に基づく暴力行為であって、女性に対して身体的、性的、若しくは心理的な危害又は苦痛となる行為、あるいはそうなるおそれのある行為であり、さらにそのような行為の威嚇、強制もしくはいわれのない自由の剥奪をも含み、それらが公的生活で起こるか私的生活で起こるかを問わない」と定義されている。

上記の定義に鑑み、配偶者であるか否かを問わず、性暴力は許されない行為であることを法律上に明記し、また、配偶者からの性暴力によって望まない妊娠をした場合の対応について、検討すべきと考える。